

【青木太一郎議員】

私は、西蒲原選出の青木太一郎であります。

改選後初めての定例会を迎え、今後4年間、県議会議員としてスタートするに当たって、初心忘るべからず、新たな気持ちでこの壇上に立たせていただいております。

今まさに神聖なる議場に登壇して、少なからず緊張感を覚え、また、感激と感動に振るえながら、私に対して心温まる御理解と御協力を賜りました関係各位に、深甚なる敬意と感謝の誠をささげる次第であります。

私が通告いたしました4件16項目につきましては、既に再三再四にわたり議員各位から質問がなされております。特に財政問題、経済の活性化については、未曾有の不況を乗り切るために、「もっと元氣出せ、新潟」ということで、行財政改革、不況対策については、昨日、本日の質問を通じて活発な議論が交わされており、ほとんど出尽くした感さえいたしておりますが、あえて私は、県政の抱えている課題を一つ一つ大事にしながらか、いささか違った視点と角度から、虚心坦懐に、額に汗して働く県民の立場に立って、平山県政への箴言及び提言並びに激励を込め、簡潔明瞭なる御質問を申し上げたいと存じますので、しばらくの間、御清聴、御協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

そこで、まず財政問題について御質問をいたします。

平山知事は2期目の任期も半ばを過ぎ、公人として7年目に達し、職務においては熟年期に入ったころと私は考えているのであります。知事に初めて御就任されたとき、今のこのような厳しい財政状態になるとは、よもや予想もできなかつたと思われませんが、こうなつたからには、本当に御苦労の多いことですが、職員の先頭に立ち、県民のために汗を流し、県政の発展のため、御努力いただきたく、お願いを申し上げます。

さて、知事さん、経済通でおられますから、戦後からの経済の変動はよくおわかりのことと存じます。振り返ってみれば、戦後の景気変動は、昭和27年ころの朝鮮戦争による特需景気から始まり、30年代の神武景気、43年のいざなぎ景気、49年の第1次オイルショック、55年の第2次オイルショック、58年から61年にかけて円高不況という流れで、好景気があつたり不況の時代があつたりして、62年ごろからのバブル景気に到達しました。このバブル景気は、日本の経済構造を急激に変化させ、人間の性格まで変えてしまうほどの過熱した投資景気となつたのであります。

しかし、そのバブル景気が崩壊すると、今まで安定した職業であつたはずの不動産、証券、保険、銀行が相次いで破綻するなど、日本経済の循環機能に障害を引き起こし、景気は低迷し、バブル景気の後遺症を21世紀まで持ち越そうとしているのであります。県の財政も、この景気低迷から税収入がもろに影響を受け、将来の財政運営の圧迫が懸念されておりますことは、知事の議案説明の中にもうかがい知ることが十分できるのであります。

去る5月に、21世紀における新潟県の飛躍的発展のための新たな施策展開に向けた、先ほどもございましたが、「財政収支の均衡確保」と「財政基盤の強化・確立」をスローガンにした、「中期財政収支見通しと財政健全化に向けた取り組み」を発表し、これに伴う財政健全化対策に取り組んでおられますが、景気低迷の長期化と、予想をはるかに上回る県税の収入の落ち込みが、これらの取り組みを開始する直接のきっかけとなつたと思うのであります。

ここ数年の財政運営においても、決して楽観できる状態ではなかつたと思っておりますし、毎年の予算編成に当たっては、財源確保に大変御苦労をなされたことと承知しております。

知事は、ここに至るまでどのようなお考えで財政運営に当たり、そして、今回の財政健全化対策についてどう受けとめておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

また、財政健全化に取り組みながら、21世紀に向かって新潟県の発展に必要な施策や、県民ニーズを反映した施策を展開していかなければならないわけではありますが、過去の実績や前例にとられることなく、リ・エンジニアリング的な発想で、物事の原点からチェックして一つ一つを見直して、健全かつ将来に不安のない行財政対策をお願いしたいものであります。

それには、どうしても知事のヘッドシップの発揮が何よりも重要なことではありますが、野球のチームに例えるならば、好打、好守、好走の3拍子がそろつた職員とともに知恵を絞り、一発勝負のホームラン的な発想ではなく、好球必打、チャンスが来たら確実にヒットを打つ、そんな着実に実現できる対策をつくっていただきたいと思ひます。今、全国各都道府県の自治体は、みんな本県と同じ事態で悩んでいるわけですから、新潟県がこの秋ごろをめどに策定されるものが、全国の健全財政へのためのベストセラーになるくらいの対策を大いに期待をいたしております。

知事自身は、この健全化対策の作成について、具体的にはどのような姿勢で臨もうとされているのか、その決意のほどをお伺いする次第であります。

次に、大型店舗法対策と商店街振興について御質問いたしたいと存じます。

まず、中心市街地の商業の活性化についてであります。近年、市街地中心部の商店街は、モータリゼーションが進むにつれて過疎化現象が見られ、空洞化している感があります。中心部の地価の高まりで、道路をつくろうにも、駐車場を確保しようとしても難しく、都市基盤整備の問題もありますが、何よりも消費者のニーズが変わったことだろうと思うのであります。マイカーで家族そろってファミリーレストランで食事をするようになったり、大型スーパーは駐車スペースがあるから買い物には利便性があるといったようなことで、市街地中心部の商店街の活気がなくなったのではないかと思うのであります。そこで、大型店舗対策と商店街振興策について、知事及び商工労働部長にお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、現在の市街地商店街を取り巻く環境変化と活性化については、厳しいものがあると考えておるところであります。県は先般、買い物動向調査を実施されたようであります。この調査によって、最近における県民の購買行動がどのように変化してきたか。また、どのようなことを把握されたのか、実態調査の内容についてお伺いいたしたいと存じます。

また、もう一つは、従来の大型店舗法が廃止になり、平成 12 年度には新たに大店立地法がスタートすることが決まったようであります。したがって、大店法については、出店者、中小の小売業者の双方からさまざまな評価がなされて、議論が続いていると聞いております。この大店立地法は、基本的に規制緩和の方向にあると考えてよろしいものでありましょくか。新法の趣旨及び調整に当たって大きく変更される点はどんなところにあるのでありましょくか、御所見をお伺いしたいと存じます。

また、国では大店立地法の公布とあわせて、いわゆる新たなまちづくりのための中心市街地活性化法を施行し、これに基づく各種の振興対策を講じているところではありますが、この対策の趣旨と県内における取り組み状況について御所見をお伺いする次第であります。

次に、農業問題について、2～3、知事及び農林水産部長に、農業者の立場に立って御質問をいたします。

21 世紀の日本農業のあり方、食糧政策の憲法ともいふべき新農業基本法は、我が国農業・農村政策の基本的な方向を示す極めて重要なものと考えられるのであります。したがって、新たな農業基本法が国会において盛んに議論され、間もなく成立の運びとなっているようでありますが、この農業基本法の基本理念は、第 1 に、食糧の安定供給、農業の持つ多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興など、ただいまのこの 4 つを柱とし、まさに 21 世紀に向けて日本農業のありようを指し示すものとして、農業者はもとより、広く一般国民からも大きく関心を持たれているものと考えているのであります。

私は、農業そのものが人間の暮らしと命の根源にある食糧にかかわるものでありますから、それを支える農業・農村をどのようにとらえ、どう振興、発展させていくか、この新法に織り込まれた趣旨と実現性に大きな期待をいたしているものであります。

しかし、その最終評価目標の 10 年後において、国民が食糧、農業、農村に対しての認識と、今打ち出された施策が将来においてどこまで成果が上げられるのかが課題とっておるところであります。この意味合いからも、県として新たな基本法のもとで他県におくれをとらない県の基本プランを策定し、農業者及び県民の期待にこたえていただきたいと望むのは、私一人だけではなく、携わる者すべての願いであると思うのであります。

そこで、御質問させていただきますが、新農業基本法の 4 つの柱に掲げている農業の持続的発展、すなわち環境保全型の農業を進める上から、農業を取り巻く環境問題についてお伺いいたしたいと存じます。

まず、農村環境を維持するために、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律案が国会に上程されておりますが、この法律はどのような目的を持つものか。また、県はこの法律に基づきどのように対処するお考えなのか、お伺いをいたしたいと存じます。

さらに、これに関連いたしまして、農業生産における化学肥料や化学農薬の使用の問題ですが、これらを極力減らそうということで、昨年発足した有機農産物等認証制度の申請状況はどうなっているものでありましょくか。また、本制度では農薬の残留についての分析結果はどのようなものであったかを、あわせてお伺いいたしたいと思うのであります。

また、近年、遺伝子組み換えによる外国農産物の安全性が議論されているようでありますが、県の認証制度ではどのように取り扱う方針になっているのか、御所見をお伺いいたしたいと存じます。

さて、ダイオキシン、環境ホルモン等の影響は、地球環境の問題にまで発展し、この対策が急がれているところでありましょく。とりわけダイオキシンは、1 兆分の 1 という極めて微量であっても、私ども地

球に住む人間ばかりでなく、動植物、生物、大気までに重大な影響を与えるという恐ろしい毒性の物質であります。

私が心配しているのは、農業に使用されているプラスチックや塩化ビニール等の使用後の廃棄処分についてであります。農村部では、ともすると慣習で野焼きをする農家もないとは言えないようですが、プラスチック等を燃やす際に発生するのがダイオキシンであります。農業用プラスチック等は広く全県下で使用されており、焼却処分をしている個別農業者の排出量は少ないものの、これを回収し処理するには大変な労力と経費の負担が必要となるのであります。この農業用の使用済みプラスチック等の適正処理に対する基本的な考えと地域の取り組みについて、御所見をお伺いする次第であります。さて、皆さん、極めて混迷を続ける社会情勢の中で、日本の将来にどんな夢が描かれるのでありましょう。現実を見ると、やりたいが金がない、リストラで職がない、介護保険の財源がない、不況で経済の活性化がない、税金が入ってこない、人間教育ができていない、大学を出ても就職がない、元気が出ない、町に活気がないなどなど、羅列するときりがないほど、ないない尽くしの言葉ばかりであります。町で人に会って、「最近、なじらね」と聞くと、必ず「ばか景気が悪いですわ」とみんな同じ答えが返ってきます。

今年度当初予算のごろ合わせで、平山知事さんは、「人々の未来をつくる県予算夢に向かってさあ行こう」と申しております。日報さんの見出しは「悲惨だねごまんとあつた金もなく無理を通せば困るだけ」。私は、この例を出して、財政問題について、2月定例会において知事に御質問いたしたのであります。

夢はだれが作るものでしょうか。私も人間が住みよい暮らしをしたいから夢を持つのであります。夢をつくる人間が元気がなかったら、暗い人生しか来ないと思っております。人間の「人」、すなわちにんべんに夢を合わせると、「はかない(儂い)」という文字に変わります。経済も人間も元気がなくなったら、夢もはかなく消えてしまうのであります。元気出せ新潟、夢に向かって、さあ行こう。もう一度、平山知事さんの当初予算のごろ合わせにつじつまを合わせるために、県民一人一人、子供から老人まで、夢ににんべんをつけないためにも、あすの新潟県を考えることが今こそ必要ではないかと思うのであります。

さて、なぜ私はこのようなことを申し上げたかといいますと、どんな時代でも人づくりが基本であり、辛いとき、逆境こそが人を成長させるという例えがあります。長い人生、すべてが順風満帆とは言えません。思いがけず病気や災難に見舞われることもあります。親しい人に先立たれ、悲しみに暮れることもあります。人間関係がうまくいかず、それがもとで体まで悪くしてしまう人もあります。長引く不況の中で苦しい思いをしている方々も少なくないのでしょうか。

でも、長い目で人生を見ると、逆境があればこそ今の自分があるとは言えないのでしょうか。解決策を見つけようと苦しみ、悩む中で、新たな自分が見えてきます。家族や親しい人のいたわりや励ましも素直に心にしみてまいります。辛いときは永遠に続くわけではありません。むしろ自己研さんの機会と前向きに考え、焦らず、逃げ出さずに県財政の脱却のために、思い切って、私は、懸命に県民の先頭に立っていただきたいと思うのであります。そして、逆境を乗り越えたとき、その姿がこれからの未来を担う子供たちの人間形成で、将来に夢を持つ人間をつくると思うのであります。

私は、夢のない人間は、あすはつくれないと思っております。これからの学校教育の中で、そんな子供たちを育てることが大変重要であると考えているからであります。

そこで最後に、教育の問題についてお伺いしたいと存じます。

2月定例会において、子供のしつけについて御質問させていただき、諸政策について適切な対応の御答弁をいただいております。先ほど財政問題についても申し上げましたが、世紀末を迎えて、日本の今は政治、経済、社会のすべてにおいて、さまざまなゆがみと混乱の中にあります。私は、将来を担う子供たちがこのような状況の中に育っているわけでありまして。それぞれの世代で、大人への反発、社会への抵抗、物欲しさへの好奇心、そんなことがいじめ、暴力、登校拒否、自殺、非行、少年犯罪、援助交際、そして学級崩壊に結びつく要因にもなっているのではないかと思うところであります。

しかし、学校教育の中であって、このような状態にある教室で、なすすべもなく立ちつくす教師もふえていると伺っております。この原因を、先ほど申し上げました今の社会が加害者で、学校が被害者であるのか。学校と教師たちは、何よりも親の育て方が悪いと嘆き、一方、親たちは、教育は学校の責任であると批判するということもよく耳にします。

そこで、教育基本法の第1条で「教育は、人格の完成を目指し」と、教育の目的を明記しておりますが、現実として子供の心が育っていないことが基本にあるのではないかと思っております。また、親、教師も、本来の人づくりよりも受験のための教育が優先し、大事な人づくりをおろそかにしているのではないかと常々感じているところであります。今の児童は、知識はいっぱい頭の中に詰まっているが、

心が育っていない。そして、思いやりの気持ちがない。すなわち忠恕の心が欠けているから、さまざまな問題を引き起こすものと思うのであります。

そこで、教育問題について教育長さんにお伺いをいたします。

いじめ、不登校問題が県の重点施策として取り組まれているようになってから久しくなりますが、昨年度の本県の小学校、中学校におけるいじめ・不登校の発生の状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと存じます。

また、本県におけるいじめ・不登校の状況をどのように認識されているか。また、この事態にあって、本年度に新たにどのような対策を講じようとしておられるのか、まず最初にお伺いしたいと存じます。次に、いじめ・不登校問題に加えて、いわゆる学級崩壊が問題となってきましたが、これらの問題解消には、正義感、倫理観など豊かな人間性を身につけるための取り組み、すなわち心の教育を推進することが重要と考えますが、県としてどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと存じます。

また、教育問題の最後に、高校生の大学進学についてお伺いをいたします。

今、不況の波をもちに受けているのが大学、短大卒業生の就職問題ではなかろうかと思うのであります。先ほどハローワークが発表した有効求人倍率が戦後2番目に悪い0.45ということでもありますから、これからの学生たちの進路にも影響してくると思っております。しかし、高学歴化、高度技術化時代になって、高校からのストレートの就職は大変に難しく、専門学校、大卒でないという採用しないという社会情勢にあるようであります。

さて、本県の戦後教育の中で、高校生の大学進学に言及するとなれば、進学率が上がらなかったのは、国立大学があったものの、4年制の私立大学や総合大学がなく、新增設が少なかったために、地形的にも山越えしなければ進学できず、費用の面でも父兄の負担がかかり過ぎる等のハンディキャップもあり、これらの要因が重なり、進学率が全国的に見て下位のグループに位置しておったことは、皆様御承知のとおりであります。

しかし、本県においても、近年、4年制私立大学が新設され、また、開学も予定されている大学もあり、県内の高校生の進学の道も開けてきたようであります。

そこで、本年春の本県高校卒業生の大学進学状況がどのような結果であったかを、まずお聞かせ願いたいと存じます。

また、本県の大学進学率も、以前に比べたら年々向上してきたのではないかと思っているところではありますが、本県が進めている進学向上対策事業について、所期の目的をほぼ達成できたのではないかとこの意見も見受けられますが、私はまだまだ十分とは思っておりません。今後の進学向上に向けての課題はどのようなものがあるのか、教育長のお考えをお伺いしたいと存じます。

先ほど、教育基本法の目的は、教育は将来の人間形成にあると申し上げましたが、佐渡のトキの成長が順調に育ち、空に自分の羽を広げて飛べるといふ巣立ちの日が間近になっております。それと同時に、高校生の進路も、卒業間近になると、不安と期待が交錯してくると思えます。私は、就職指導にしても進学指導にしても、親と子、そして教師と心の触れ合いの中で、人間としてのあり方、生き方について指導することが重要と考えられますが、およそ人と人との交わり、つまり心の触れ合いの基調は「和」にあります。そして、和を成り立たせる根幹が、日本で古来とうとばれてきた「明かき心」であります。この明かき心は、今から109年前に、明治23年に「教育勅語」がつけられたときに、この明かき心が採用されている中に見られますように、明かき心とは、今風に言えば真心です。偏見、おごり、怒りなどの感情や欲望による打算、つくり上げた意見などの個人的な思いで曇らされていない心のことであります。それは例えば磨き抜かれた鏡のように、ただただあるものをあるがままに映す心だと思っております。

さてそこで、またまた釈迦に説法かと存じますが、和の大切さを説いた最古の文献は、「和を以て貴しとなす」で始まる聖徳太子の十七条憲法であります。これは、今から約1,400年ほど前に聖徳太子33歳のときに、「和らぎを以て貴しとなす。逆らうべきなきを旨となせ」と続きますが、既にそこには、人の和を壊すものが偏見や個人的な意見だと喝破されています。そうした私心や私見を除き得た心、すなわち明かき心をもって初めて「愛和」が成り立つのであります。

また、「論語」にも、孔子の「たった一つ」についての記載があります。本年は孔子生誕2,550年を迎えておりますが、孔子が弟子の曾子に「吾が道は一以て之を貫く」と、私はたった一つの道理を貫き通してきたと言います。他の弟子が曾子に「どういうことですか」と尋ねると、曾子は「先生は忠と恕だけを道としてきた」と答えます。

「忠」とは、御承知のとおり、天地自然の理法に忠実なことであり、「恕」とは、他人の身の上をあたかも自分の身の上のことにように親身になって思いやる。つまり、この恕は「許す」とも読まれるわ

けであります。すなわち、忠は、私心や欲心に曇らされていない明かき心であり、恕は他人の喜びを自分の喜びとする心と説かれているのであります。

そこで、教育長さんの忌憚のない御所見をお伺いできれば極めて幸いです。

以上、4件16項目にわたり、るる御質問申し上げましたが、来るべき21世紀に向かって、県政に対する課題や難問が山積いたしております。

県の行財政はまさに累卵の危うき状態といえども、苦難福門、聡明潤達なる平山知事さんを中心に、関係部局長はもちろんのこと、実践部隊にある職員ともども、あらゆる英知と総力を結集して、県政の発展と県民福祉の向上のために精いっぱい努力されることを大いに御期待申し上げ、質問を終わらせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。(拍手)

【平山征夫知事】

それでは、青木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、これまでの財政運営と今後の財政健全化への取り組みについてであります。毎年度の予算編成に当たりましては、県民ニーズとか景気の動向の把握に鋭意努めますとともに、本県が将来に向けて発展していくために真に必要な事業かを厳しく吟味しながら、地方財政対策や国の予算の動向、さらには収支見込み等も踏まえて対応してきたところでございます。

御質問が、若干景気変動と歴史的な御質問にわたりましたので、少しそういう面からもお答えしたいと思います。ちょうど私が知事に就任いたしましたのはバブルの崩壊直後でございます。税収が伸び悩み悩みに転じたときでございます。

一方で、高速交通体系の整備と国際交流の拠点化といった、歴史的に見ても本県の発展のための諸ニーズが重なっておりまして、やるべきこと、今やらなきゃいけないことが重なっておる時期でございます。幸い、バブル期の貯金というのがございましたので、これをいかに有効に活用しながら、本県の発展のための戦略を達成していくかということが私の課題だろうというふうを考えて取り組んだ次第であります。

その後、数次にわたる経済対策の実施もございまして、次第に県債の残高が累増し、公債費が増高し、基金残高の減少傾向が生じておりましたので、平成5年から8年までの4年間は、ほぼ県の予算の伸びを2%台にしておりましたけれども、9年、10年以降、予想外の大幅な景気の低迷を見まして、企業収益の悪化等から税収の伸び悩みが見えましたので、予算の伸びをゼロ%ないしマイナスに、プレーキの踏み込みを一たん行ったわけでございます。そして、さらに数次の特別減税を背景とした県税の収入が大幅に予想以上に落ち込んできたということで、今回の再度の大幅な財政再建への踏み込みを行う必要が出てきたわけでございます。

したがって、基金残高の減少から、早晚本格的な緊急対策の必要性を見通してはおりましてけれども、平成11年度の予算編成に当たりましては、事務事業の見直しを初めとする徹底的な歳出の削減に努めるとともに、景気の回復という国を挙げて最大限の喫緊の課題に取り組んでいる状況、しかも雇用状況が悪化しているという中でありましたので、経済対策に極力配慮していく必要があるというふうに判断し、2%台の伸び率に戻したところでございます。

11年度の予算編成に当たりまして申し上げておりますとおり、今後は中期的な視点から抜本的な財政健全化に向けた取り組みを行うこととしておりますので、私としては、今後、財政の健全化に向けて不退転の覚悟で臨む所存でございます。

次に、財政健全化の取り組みの姿勢であります。財政健全化の目的そのものは、一義的には収支のバランスの回復でありますけれども、あわせてそれは、社会経済情勢の変化に即した県民ニーズを的確にとらえた施策に取り組むために必要な体力を新たに蓄え、先ほど申しましたように、本県の歴史的な発展の中で戦略的に行うべきことも見通しながら、そのために必要な体力を新たにまた蓄え直し、体力を鍛え直ししておく、そのことでなければならないというふうに感じております。

したがって、今回の事業の総点検は、単に一律の事業費の削減ということではなくて、21世紀の本県の発展に真に必要な事業の重点化を図り、優先度や緊急性を十分に吟味して、事業の再構築を行うこととしておりますし、そのためには職員が必死で知恵を絞り、県全体として、あるいは地域にとって本当に必要な事業は何かを考えて、新たな視点から事業を再構築するという姿勢が不可欠であるというふうに考えております。

そのため、職員一人一人が事業の検討、推進の重要性を理解し、その積み上げとして県庁全体で総力を挙げて健全化に取り組んでいくよう、その先頭に立って指揮をしていく所存でございます。次に、農業問題についてお答えいたします。

まず、お尋ねの法律案の目的についてであります。この法律は、農業の自然循環機能を発揮させるために、家畜排せつ物について、適正な管理と有機質資源としての有効利用を一層促進し、あわせ我が国の畜産の健全な発展を図ろうというものでございます。

県といたしましては、これまでも良質な堆肥生産の促進と耕畜連携による堆肥供給体制づくりを進めておりましたが、この法律の施行に対応いたしまして、施設整備目標等の計画を策定するとともに、管理基準の遵守指導や必要な施設整備等について支援を行い、環境保全型農業の一層の推進に努めてまいりて考えてございます。

次に、農業用使用済みプラスチック、主としてビニールが多いわけですが、この処理についてでありますけれども、処理は農業者がみずからの責任において行うということがその基本でありますけれども、個別処理が困難なことから、組織的、計画的な回収を行いますよう、市町村、農協、農業者等から成ります評議会の設置を指導してきているところでございます。

処理の方法といたしましては、本県には今のところ、残念ながら再生処理施設がございませんので、法に基づく施設において焼却あるいは埋め立てにより処理を行うこととしておる次第であります。今後は、代替資材や耐久性資材の普及促進により、発生量の縮減をまず図りますとともに、本県の実情に見合いました再生処理方法についても研究してまいりて考えてございます。

また、現在、園芸主産地を中心に、70 の市町村におきまして協議会が設置されまして、このうち 60 の市町村で組織的な回収が行われておりますが、秋の回収時期までにすべての市町村で体制が整備され、組織的な取り組みが行われますよう、今後とも強く指導してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

【板屋越麟一農林水産部長】

有機農産物等認証制度の本年度の申請状況についてであります。第1回の申請において、米が236件、出荷予定数量で3,289トン、園芸作物が59件、600トンの申請がなされ、昨年実績の約6倍に上っております。

これを認証区分別に見ますと、米及び園芸作物とも減農薬減化学肥料栽培農産物が中心となっており、また、園芸作物の品目別では、野菜がニンジン、キュウリ、コマツナを初めとする19品目、果樹がブドウ1品目となっております。

また、10年産の認証農産物に対する残留農薬の分析結果につきましては、米23検体について31種類の農薬成分を分析した結果、いずれも検出されなかったところであります。

次に、遺伝子組み換え農産物の県の認証制度における取り扱いについてであります。遺伝子組み換え農産物については、一般消費者が安全性に対して不安を持っていることや、有機農産物として認証することに對し議論もあることから、県認証制度検討委員会において検討の結果、認証の対象外としたところであります。

【新島良夫商工労働部長】

大型店対策と商店街振興についてお答えいたします。

最初に、最近における県内消費者の購買動向の変化についてであります。3年ごとに実施しております広域商圈動向調査によれば、近年の郊外型大型店の進出やモータリゼーションの進展等により、県内各都市の買い物地区は、既存の中心市街地商店街から分散していく傾向が見られます。また、地元購買率が7年度の時点から2.3ポイント減少して60.6%となっており、一貫して減少していることから、購買動向の広域化が進展しているものと考えております。

次に、平成12年6月に施行される大店立地法についてであります。この法律は、大型店の立地がその周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めたものであります。現行の大店法が、店舗面積など大型店と中小店の商業上の利害調整を目的としたものから大きく転換し、新法においては、大型店への来客や物流による交通、騒音、廃棄物対策等、生活環境の保持

に着目して、出店者に一定の配慮を求めることとされております。

次に、中心市街地活性化法の趣旨についてであります。この法律は、空洞化が進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善と商業等の活性化を柱とする総合的、一体的な対策を講ずることを目的としております。

県内では、長岡市、上越市が中心市街地活性化法に基づく基本計画を既に策定し、国、県に提出しているほか、川西町において現在基本計画を策定中であり、また、数市町で本年度中の策定予定で計画中と聞いております。

以上でございます。

【野本憲雄教育長】

平成 10 年度のいじめ・不登校の発生状況についてであります。いじめは、小学校では全体のおよそ 14%に当たる 91 校で 135 件、また、中学校では 50%に当たる 125 校で 421 件発生しております。これを前年度と比較いたしますと、小学校では 29 校、67 件、中学校では 15 校、78 件それぞれ減少しております。

また、不登校児童生徒数は、小学校で全体の 0.4%に当たる 619 人、中学校で 2.49%に当たる 2,220 人であり、前年度と比較して、小学校では発生率がわずか 0.03 ポイントではありますが、調査開始以来初めて減少したところであります。中学校では依然増加はしておりますが、0.07 ポイントと、その増加の割合は鈍っているというふうに考えております。

次に、いじめ・不登校の認識についてであります。いじめは発生件数が減少してはいるものの、解決までに時間を要するケースの割合がむしろ増加していることや、昨年の朝日中学校の事故などを考え合わせますと、なお楽観視することなく取り組まなければならないと考えております。

また、不登校につきましては、大切な義務教育の段階で苦しんでいる児童生徒がなお 2,900 人もいるということは、深刻なことであり、全力を挙げて解消に努めなければならないと考えております。新たな対策としては、教員が児童生徒に、いじめはしない、許さない、見て見ぬふりをしないという感性や態度を育てる教育を行うための、「いじめ防止学習プログラム」の開発を進めているところであります。

不登校に関しましては、青少年団体のノウハウを活用して、小学校 2 年生から 4 年生までの児童を対象に、集団生活の中で、自然体験活動を通してたくましさや人間関係づくりを学ばせる「げんきわくわく体験活動推進事業」を実施することとしております。

次に、心の教育の取り組みについてであります。いじめ・不登校、学級崩壊などの解消には、自分がしたいことでも、他人の迷惑になる行為は我慢しなければならないことを、幼児期から繰り返し教え、諭し、実行させて習慣化していくことが重要であると考えております。

このため、保育所、幼稚園と小学校の関係者に有識者を加えて、それぞれの果たすべき役割と連携のあり方、幼児の保護者に対する啓発のあり方について検討することとしております。さらに、これらの議論を深めて、あわせて幼児教育の重要性を広く県民に訴えるため、「トーク on 子育て・教育フォーラム」を開催することとしております。

次に、本年春の大学等進学状況についてであります。確定値は出ておりませんが、大学等進学率は前年度より 1.6 ポイント上昇して 35.4%になる見込みであります。

また、進学率向上に向けての課題としましては、その前提となる本県の志願率が全国平均に比べ 10 ポイントも低い上、本年度もほとんど増加していないことや、女子の進学率が全国水準に比べて大幅に低いことなどが挙げられるところであり、県民への意識啓発がさらに必要と考えております。

また、高校 1 年生の中途退学者や原級留置の割合が全国平均に比べて高いことなどから、中学段階からの学習習慣の確立も課題と考えております。

次に、進学率向上に占める県内大学の新增設の効果についてであります。平成 10 年春の進学状況を見ますと、平成 6 年度以降に新增設された県内大学への進学者は全体のおよそ 1,400 人となっております。このうち本県高校の新規卒業者は 911 人であり、これは進学率としては 3.0%に相当します。本県の大学等進学率は、平成 5 年春の 24.5%から 10 年春の 33.8%へと 9.3 ポイント増加しておりますので、県内大学の新增設の効果は、進学率上昇分のおよそ 3 分の 1 程度ではないかというふうに考えております。

次に、大学等進学率向上対策の認識についてであります。本県の大学進学率は、平成 5 年春の 24.5%、

全国 46 位から、平成 10 年春にはようやく 33.8%、全国 38 位と上昇してきたところであります。しかし、県政世論調査で、県民の 70%の方々が我が子に大学教育を受けさせたいと願っている中で、全国平均よりなお 8.7 ポイント低く、これからの社会においては創造性豊かな人材が求められていることを考え合わせますと、進学率の向上そのもののみを目標とするのではなく、生徒がそれぞれの能力を十分発揮し、適性等に合った希望する大学へ進学できるよう支援していくことは重要なことであり、その結果として進学率が向上することは望ましいと考えております。

次に、教育は、人間としてのあり方、生き方に関する指導が重要ではないかということですが、今日、自己の適性などを考えないまま漠然と進路決定をしたことなどから、短期間で離職する生徒も少なくないところであります。生徒がみずからの興味、関心や適性などを生かして、将来に向けて能力を磨くべく勉学に励むことは、それぞれの人生にとっても、また社会の発展にとっても重要なことであるとと考えております。

このため、これまでも進路講習会や民間講師活用事業などを通して、進路意識の啓発などを行ってまいりましたが、今後とも就職、進学にかかわらず、自己の適性などを踏まえて正しい進路選択をさせ、将来に向かって目的意識を持って、忍耐強く努力するよう教育する必要があると考えております。